

食品を取り扱う
中小売店の
皆さまへ

補助率
10/10

賞味期限前食品の フードバンクへの寄贈に係る輸送費 を東京都が補助します!

東京都は、食品ロス対策の一環として、
賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を
フードバンクに新規で寄贈する中小売店に対して、
輸送に係る費用を補助しています。



フードバンク寄贈促進事業



食品寄贈先のフードバンク候補については、右のQRコードからご確認いただけます。
<https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/food-bank-donation/list-of-food-banks>



フードバンク寄贈促進事業



賞味期限前であっても廃棄せざるを得ない食品を、
フードバンクに新規で寄贈する中小小売店に対し、輸送費の一部を補助します。

補助対象者	中小小売店	
補助対象経費	フードバンクへの食品輸送に要する費用	
補助要件	<p>(1)都内のフードバンクに 次の要件を満たす食品を寄贈することを 目的として輸送すること。 ア 都内にある補助対象事業者の店舗等で 販売していたものであること。 イ 賞味期限前であること。 ウ 未開封で破損していないこと。</p> <p>令和5年10月26日から、缶詰などの加工食品、防災備蓄品、菓子、 飲料等に加え、新たに冷蔵食品及び冷凍食品も対象になりました。</p> <p>(2)寄贈先のフードバンクとの贈与協定が締結されていること。 (3)食品寄贈によるコスト削減のメリットや物流面の課題等、 実態を把握するためのアンケートに協力できること。 ※詳細は以下のリンク先に掲載の手引き等をご確認ください。</p>	
補助金の額	補助対象経費の10分の10(1店舗ごと上限144千円) ※消費税及び地方消費税を除く。	
申請受付期間	令和5年6月29日から令和6年3月29日まで	

詳しくは
TOKYO サーキュラーエコノミーアクション
のホームページをご確認ください。



<https://www.circulareconomy.metro.tokyo.lg.jp/subsidized-business/food-bank-donation>

●お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社

東京サーキュラーエコノミー推進センター 行動変容支援チーム

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル8階

📞 03-6666-9243

受付時間

月曜日～金曜日(祝祭日・年末年始を除く)
9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

